

## 入札後審査郵送方式一般競争入札(ダイレクト型)実施要領

(趣旨等)

第1 宮城県道路公社(以下「公社」という。)は、建設工事の条件付一般競争入札に関し、入札参加者の手続の負担軽減、入札参加資格の慎重な審査、不良不適格業者の参入の阻止及び入札に係る不正行為の防止を図るため、郵送による入札書提出後に入札参加資格を最低価格提示者から審査して適格の場合に落札決定する入札後審査郵送方式条件付一般競争入札(以下「ダイレクト入札」という。)を実施するものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

2 ダイレクト入札は、入札参加者に入札保証金を納めさせる工事については、開札日の前日までにその者の入札保証金の納付に係る審査を行い、適格の場合に当該入札に参加させるものとする。

(適用工事等)

第2 ダイレクト入札は、原則として、全ての一般競争入札発注工事に適用するものとする。ただし、入札前に、技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があるとき等、ダイレクト入札の適用が適当と認められない場合はこの限りではない。

2 ダイレクト入札の適用は、建設工事競争入札委員会(以下「入札委員会」という。)において決定するものとする。

(入札参加条件の設定)

第3 工事担当課長は、ダイレクト入札を行うときに、宮城県(以下「県」という。)の条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準等に基づき、入札参加条件設定調書(以下「条件設定調書」という。)を作成する。この場合、入札方法等の欄に「条件付一般競争入札・ダイレクト型」と記載するものとする。

2 入札参加条件は、前項で作成した条件設定調書を内申し、入札委員会において入札方法と併せて決定するものとする。

(入札公告等)

第4 入札公告は、所定の掲示により行うものとし、次に掲げる入札関連書類とともに、公社のホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。この場合、原則として入札公告及び入札関連書類の写しは、情報通信環境の整備されていない業者を除き配布しない。

- (1) 公社建設工事競争入札参加心得
- (2) 入札書
- (3) 設計図書等に関する質問回答書

- (4) 配置技術者届出書
- (5) 施工実績等確認調書
- (6) 契約保証に関する説明事項
- (7) 入札書郵送用の封筒の書式例
- (8) 施工体制事前提出方式(オーブンブック方式)について
- (9) 工事費内訳書
- (10) 工事費内訳書記入要領
- (11) 県建設工事元請下請関係適正化要綱
- (12) 入札保証に関する説明事項  
(見積期間)

第5 ダイレクト入札の場合の見積期間は、公社建設工事執行規程取扱要綱(平成13年9月10日訓令第8号。以下「取扱要綱」という。)第11条によるものとし、その起算は公社建設工事執行規程(昭和47年6月1日規程第8号。以下「執行規程」という。)第8条の規定にかかわらず、入札公告で定める入札書提出期限の前日からとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6 設計図書等は、公社のホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとし、閲覧及びダウンロードができない者を除き、原則として公社ホームページ以外での閲覧及び貸出は行わない。また、設計図書の有料複写については、その実施について入札公告に記載した場合のみ、指定の箇所での有料複写を行うことができるものとする。

- 2 前項の貸出にあたり、光ディスク、コンパクトディスク等(以下「CD-R等」という。)の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については、当該電子媒体による貸出もできるものとする。

(質問の受付・回答)

第7 質問の受付期間は、入札公告日から入札書提出期限の前日までの間で6日間程度とし、所定の様式及び方法により入札公告に記載の入札担当課で受け付けるものとする。

- 2 質問への回答は、質問受付期間後の回答作成期間を確保した上で入札書提出期限の前日までの3日間程度の期間を設定し、回答書を公社のホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにすることにより行うものとする。

(工事費内訳書の提出等)

第8 ダイレクト入札においては、取扱要綱第6条第3項により、次のとおり原則として入札参加者全員に入札書と併せて工事費内訳書の提出を求めるものとする。

- (1) 工事費内訳書は、原則として様式を指定するものとし、第4に規定するホームペー

ジからダウンロードできるようにする。ただし、様式を指定することが困難な場合は、この限りでない。

- (2) 工事費内訳書は、CD-R等に記録した電子ファイルにより提出を求めるものとする。
  - (3) 第1号ただし書の規定による場合又は電子ファイルにより提出を求めることが困難な場合については、任意の様式又は指定された様式で作成した工事費内訳書を記録したCD-R等の提出又は文書による提出を求めるものとする。
- 2 前項第2号により提出を求める工事費内訳書(以下「入札書に添付する工事費内訳書」という。)は、積算内容及び工事の施工体制を明らかにするために必要な項目の内訳を求めた、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)を適用するものとする。
  - 3 工事担当課長は、入札参加者が提出した入札書に添付する工事費内訳書の電子ファイルに、工事名及び入札参加者が特定できるファイル名を付して工事ごとに区分し、電子媒体に保存するものとする。
  - 4 工事担当課長は、工事請負契約書第7条により、下請負人を承認する場合は、下請負人の名称、下請負金額、下請負の内容及びその他必要な事項について、入札書に添付する工事費内訳書により確認するものとする。
  - 5 工事担当課長は、県建設工事元請・下請関係適正化要項(平成13年4月1日施行)の別表1から3に掲げる書類又は建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳の提出を受けた場合は、下請負人の名称、下請負代金額、下請負の内容及びその他必要な事項について入札書に添付する工事費内訳書により元請・下請関係の調査を行うものとする。
  - 6 工事担当課長は、適正な元請・下請関係を確保するために、前項による調査のほか、県の工事現場等における施工体制の点検要領(平成13年11月1日施行)及び一括下請負に関する点検要領(平成13年11月1日施行)により、工事の施行段階において監督及び検査を確実に行うものとする。
  - 7 前3項に規定する入札書に添付する工事費内訳書に基づく具体的調査方法については、県に準ずるものとする。

(入札書の郵送等)

第9 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書、工事費内訳書(入札書に添付する工事費内訳書に限る。)及び公社建設工事総合評価落札方式(簡易型及び標準型)実施要領(平成19年10月1日訓令第11号。以下「総合評価落札方式実施要領」という。)第2の規定を適用した工事の場合は同要領第11で規定する総合評価技術資料(以下「総合評価技術資料」という。)を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る工事名及び工事番号並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、配

置予定技術者届(別記様式), 入札公告等により指定された書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ, 表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすることとする。

- 2 既に提出した入札書及び総合評価技術資料の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
- 3 入札保証金の納付に係る書類の提出は, 入札書の提出期限までとし, 持参又は郵送(配達証明付き郵便に限る。)によるものとする。この場合において, 郵送による提出のときは, 第1項に規定する外封筒に入れることができるものとする。
- 4 第1項で規定する入札書の郵送において, 入札書の中封筒に入れず, 直接外封筒に入れたものは無効とする。
- 5 前項により無効とした入札書は, その郵送されたものを執行規程第20条第1項に定める入札執行者(以下「入札執行者」という。)と郵送した者で直接確認の上, 返却するものとする。
- 6 取扱要綱第17条で規定されたもののほか, 次の各号のいずれかに該当する入札は, 重大な不備があり入札者の意思が明らかでないものと認め, 原則として無効とする。
  - (1) 工事名等の錯誤がある入札
  - (2) 指定した期日に工事費内訳書の提出のない入札
  - (3) 入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された工事名が異なる入札
  - (4) 入札書と異なる工事又は金額の工事費内訳書が提出された入札
  - (5) 入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札
- 7 入札書の中封筒に入れず, 直接, 外封筒に入れたものは無効とする。この場合, 無効とした入札書は, その郵送されたものを入札執行者と郵送した者で確認の上, 返却するものとする。

(入札書提出期限等)

第10 入札書の提出期限は, 原則として開札日の前々日とする。

- 2 入札書の提出は, 配達証明付き郵便により提出期限までに公社又は指定した提出先に到達しなければならないものとし, 提出期限を過ぎて到達した入札書は, いかなる事由があっても受理しないものとする。
- 3 入札執行者は, 入札書の提出先として, 郵便局の私書箱を指定することができるものとする。

(入札書の保管等)

第11 到達した入札書の保管は, 施錠できる保管場所を設け, 入札執行者が厳重に管理するものとする。

- 2 入札書の到着の確認の問い合わせについては, 入札書投函者が郵便局からの配達証明

の返信通知で各々確認できることから、一切応じないものとする。

(入札調書の作成)

第12 入札担当者は、開札日前日に入札執行者の許可を得て、入札書が郵送された中封筒の表記を基に入札調書を作成するものとする。この場合、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。

2 入札担当者は、前項の入札調書の作成に当たり、明らかに入札参加条件に合致しないとわかる業者であっても、資格審査を入札後に行うことから、入札調書には記載するものとする。

(開札)

第13 開札は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において開札するものとする。

2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。

3 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。その場合、当該職員は、入札調書に立会人の記名を行うものとする(入札参加者が立ち会う場合は、入札参加者の記名は不要)。

4 入札執行者は、開札後、最低価格提示者から上位5者の価格までの入札金額、業者名、調査基準価格を公表の上、入札を保留し、最低価格提示者から順に資格審査を行った上、後日落札決定する旨を宣言する(調査基準価格を下回った場合は履行能力確認調査のため、総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した工事にあつては総合評価を行うため保留する旨を併せて宣言する。)ものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第14 入札執行者は、第13第4項の規定により入札を保留したときは、速やかに落札候補者(最低の価格をもって入札した者又は総合評価点が最も高い者のうち入札価格が低い者をいう。ただし、それらの者が2人以上あるときは、くじにより決定された者をいう。)に連絡し、入札公告に基づき次に掲げる入札参加資格確認のための書類の提出を求めるものとする。この場合、落札候補者は、入札参加資格確認書類を、提出を指示された翌日から起算して、原則として2日以内(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りではない。

(1) 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類

(2) 施工実績等確認調書(施工実績等を入札参加条件とした場合)

(3) その他入札執行者が入札参加資格確認等のために必要と認めた書類

2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、

又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ただし、取扱要綱第15条第4項により辞退届の提出があった場合を除く。

(入札参加資格の審査)

第15 取扱要綱第8条第1項に規定する資格確認者(以下「資格確認者」という。)は、入札公告等に示した入札参加条件に基づき、最低価格を提示した及び総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した工事については、総合評価点の最も高い落札候補者から順次審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

2 前項の審査は、入札書及び第14条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。

3 前2項の審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として3日以内(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)に行うものとする。

4 資格審査の手順は、別紙入札参加資格審査調書(様式第1号)に提出書類を添付し、それぞれの項目ごとに入札公告に示す工事担当課が入札参加条件に合致しているかどうかを審査し、審査結果を入札執行者に提出するものとする。ただし、入札執行者と資格確認者が同一の場合は、第16の落札決定等と併せて審査決定することができる。

5 資格確認者は、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合は、入札委員会に諮るものとする。

6 調査基準価格を下回った入札で、県が定める数値的判断基準(以下「数値的判断基準」という。)により落札不相当とされた場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。

(落札決定又は入札参加条件不適合の決定)

第16 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、文書決裁の上、落札決定する。

2 入札執行者は、落札者に対して電話等で連絡を取り、契約締結に必要な書類の提出を指示する。

3 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して別紙入札参加資格不適合通知書(様式第2号)を送付する。

4 調査基準価格を下回った入札で、数値的判断基準により落札不相当と判定された場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。

5 落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。また、落札決定以降契約締結までに対取扱要綱第4条第1項第3号の要件を満たさなくなったときにおいても同様とする。

6 前項の規定により、落札決定を受けたものが入札参加資格がないものとみなされるときは、落札決定を取り消し、当該落札者及び他の入札参加者に落札決定の取消しを通知するものとする。

7 総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した工事については、第1項の規定にかかわらず、同要領第9の規定により落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第17 落札決定の翌日から、公社が執行する入札結果等の公表に係る要領(平成19年10月1日訓令第18号。以下「公表要領」という。)に基づき公表するものとする。

2 入札調書には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 落札者となった入札者の入札金額の右側に「落札決定」と表示するとともに、落札決定日も表示するものとする。

(2) 入札参加資格不適合となった入札者の右側には「資格不適合」と表示するとともに、不適合とした理由を表示するものとする。

(3) 調査基準価格を下回った入札で、履行能力確認調査により落札不適合となった入札者の右側には「落札不適合」と表示するとともに、不適合とした理由を表示するものとする。

3 公表要領の別紙1公表の対象となる情報2の(2)のロの(イ)のaの「入札参加資格確認申請書名簿」の公表は要しない。

(談合情報があった場合の対応)

第18 談合情報があった場合は、原則として県の談合情報対応マニュアルに基づき対応する。

2 入札執行者は、談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後にこれを行うものとする。この場合、当該入札参加者は、事情聴取の際に入札執行者が指定した工事費内訳書を提出しなければならない。

## 配置技術者届出書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

記

- 1 工事番号  
工事名
- 2 工期 契約締結日の翌日から 年 月 日まで
- 3 着手指定日 年 月 日 (※着手指定日があった場合に記入)
- 4 配置技術者

氏名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工事名 請負額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照
氏名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工事名 請負額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照



※ 下記の欄は、(a)又は(b)に該当する場合にのみ記入すること。

(a) 入札後審査方式一般競争入札公告共通事項10(6)により、複数の技術者を配置しなければならない場合

(b) 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合

氏 名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照

- 注 (1) 入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。
- (2) 入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。
- (3) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、(施工箇所)又は(工場等)と記入すること。
- (4) 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認めない。
- (5) 届け出た技術者を配置できない場合は契約を解除することがある。この場合、公社建設工事執行規程第15条に基づき指名停止を行うことがある。
- (6) 営業所専任技術者該当の有無は、有又は無のいずれかを○で囲むこと。
- (7) 公社又は他機関発注の手持ち工事状況における従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかを○で囲むこと。専任又は非専任も同様にいずれかを○で囲むこと。
- (8) 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応についての記載例
- ・○年○月○日までに最終の検査結果通知書が通知される予定
  - ・同一工場内の製作なので兼務が可能。(この記載は工場製作を含む工事の場合に限る。)
  - ・○年○月○日までに手持ち工事の主任技術者の途中交代が予定されている。
- (9) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合の手持ち工事状況は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合は代表的な工場名等を記入のこと。

## 配置技術者届出書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

記

- 1 工事番号  
    工事名
- 2 工期 契約締結日の翌日から 年 月 日まで
- 3 着手指定日 年 月 日 (※着手指定日があった場合に記入)
- 4 配置技術者 (配置区分 専任・兼任) ※いずれかに○

氏 名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工事名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照
氏 名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工事名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照

※ 下記の欄は、(a)又は(b)に該当する場合にのみ記入すること。

(a) 入札後審査方式一般競争入札公告共通事項10(6)により、複数の技術者を配置しなければならない場合

(b) 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合

氏 名	年 月 日生
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機 関発注の手持 ち工事状況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照

- 注 (1) 入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。
- (2) 入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。
- (3) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、(施工箇所)又は(工場等)と記入すること。
- (4) 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認めない。
- (5) 届け出た技術者を配置できない場合は契約を解除することがある。この場合、公社建設工事執行規程第 15 条に基づき指名停止を行うことがある。
- (6) 営業所専任技術者該当の有無は、有又は無のいずれかを○で囲むこと。
- (7) 公社又は他機関発注の手持ち工事状況における従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかを○で囲むこと。専任又は非専任も同様にいずれかを○で囲むこと。
- (8) 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応についての記載例
- ・○年○月○日までに最終の検査結果通知書が通知される予定
  - ・同一工場内の製作なので兼務が可能。(この記載は工場製作を含む工事の場合に限る。)
  - ・○年○月○日までに手持ち工事の主任技術者の途中交代が予定されている。
- (9) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合の手持ち工事状況は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合は代表的な工場名等を記入のこと。

## 配置技術者届出書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

記

- 1 工事番号  
    工事名
- 2 工 期      契約締結日の翌日から      年 月 日まで
- 3 着手指定日      年 月 日（※着手指定日があった場合に記入）
- 4 配置技術者

若 手 ・ 女 性 技 術 者	氏 名	年 月 日生（満 歳）※
	営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無
	資 格	資格の名称      番号 資格の名称      番号
	公社又は他機関発注の手持ち工事状況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職    監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者（専任・非専任） 工 期      年 月 日から      年 月 日
	工期が重複する場合等の手持ち工事の対応	注（8）参照
専 任 補 助 者	氏 名	年 月 日生（満 歳）
	営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無
	資 格	資格の名称      番号 資格の名称      番号
	公社又は他機関発注の手持ち工事状況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職    監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者（専任・非専任） 工 期      年 月 日から      年 月 日
	工期が重複する場合等の手持ち工事の対応	注（8）参照

※ 入札公告時点での年齢を記載してください。

※ 下記の欄は、工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合のみ記入すること。

氏名	年 月 日生 (満 歳)
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無
資格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
公社又は他機関 発注の手持ち工 事状況	発注機関 工事番号 工事名 請負額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工期 年 月 日から 年 月 日
工期が重複する場合等 の手持ち工事の対応	注(8)参照

- 注 (1) この様式は、若手技術者（入札公告日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者を配置する場合に用いる。
- (2) 入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。
- (3) 入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。
- (4) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、(施工箇所)又は(工場等)と記入すること。
- (5) 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認めない。
- (6) 届け出た技術者を配置できない場合は契約を解除することがある。この場合、公社建設工事執行規程第15条に基づき指名停止を行うことがある。
- (7) 営業所専任技術者該当の有無は、有又は無のいずれかを○で囲むこと。
- (8) 公社又は他機関発注の手持ち工事状況における従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかを○で囲むこと。専任又は非専任も同様にいずれかを○で囲むこと。
- (9) 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応についての記載例
- ・○年○月○日までに最終の検査結果通知書が通知される予定
  - ・同一工場内の製作なので兼務が可能。（この記載は工場製作を含む工事の場合に限る。）
  - ・○年○月○日までに手持ち工事の主任技術者の途中交代が予定されている。
- (10) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合の手持ち工事状況は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合は代表的な工場名等を記入のこと。

様式第3号

(建設工事：ダイレクト型入札用)

# 入札書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

私は、宮城県道路公社建設工事執行規程を守り、下記金額をもって請け負いたいから入札いたします。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 入札保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---